

(別紙)

---

令和6年度青森県農業就業体験ツアーについて

---

1 目的

雇用就農によるU I ターン等の県外人材の確保を支援するため、本県への移住や就農に興味のある首都圏等の県外在住者を対象に、求人を希望する農業法人での農業体験に加え、周辺的生活環境や観光資源を視察するオーダーメイド型のツアーを開催する。

2 取組のメリット・効果

対象者	メリット・効果
参加者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 農業について理解を深めることができる。</li><li>・ 職業としての農業を具体的にイメージできる。</li><li>・ 現在農業で働いている方と直接意見交換ができる。</li><li>・ 自分自身の適性の確認や仕事内容・職場の雰囲気をつかむことができる。</li></ul>
受入先農業法人	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 採用試験の一環等として就業体験を受入れることで、より具体的な資質を確認できる。</li><li>・ 採用前に相互理解ができるため、ミスマッチを防げる。</li><li>・ 参加者を従業員として採用することが期待できる。</li></ul>

3 参加者の要件

当ツアーの参加者は、次の要件をすべて満たすこととする。

- (1) 本県への移住を検討している首都圏等の県外在住者（本県出身者を含む）
- (2) 農業に関心があるまたは農業法人等への就職を希望する者
- (3) 20歳から59歳までの者

4 受入先農業法人の要件

受入先農業法人（以下、「受入先」という。）は、次の要件をすべて満たすこととする。

- (1) 新たに正規従業員を雇用する意向があること
- (2) 受入先の最寄り駅から体験場所及び宿泊施設まで参加者の交通手段（自動車での送迎等）を手配できること（原則受入先の手配とするが、農繁期等でどうしても対応が難しい場合は、業務委託先での代行も調整可能）

## 5 実施内容

### (1) 参加者数

36名以内

### (2) 受入先数

9社程度

※参加者の希望によって受入先を調整するため、受入先登録をしても開催できない場合もある。

### (3) 開催回数

18回程度（1回あたり2名を予定）

### (4) 開催期間及び日程

令和6年7月～11月、1回（名）あたり2泊3日

### (5) 行程のイメージ

日程	内容
1日目	午前：移動 午後：受入先到着、オリエンテーション、農業体験
2日目	終日：農業体験、振り返り
3日目	午前：生活環境や観光資源の視察 午後：移動

### (6) ツアー代金

ツアー代金は、参加者から交通費（参加者自宅から受入先最寄り駅までの公共交通機関による移動）及び宿泊費を徴収する。ただし、交通費及び宿泊費の半額相当額（最大27,000円）を県から助成するため、それを除いた額をツアー代金とする。

また、その他の経費（農業体験中の食事代、観光施設への入館料等）については、参加者の自己負担とする。

### (7) 受入先の費用負担

なし（最寄り駅・宿泊施設への送迎以外の負担はなし）

## 6 就業体験ツアー開催の流れ

### (1) 受入先の募集

あおり雇用就農ガイドブックに法人情報を掲載している農業法人を中心に受入先農業法人を募集するとともに、受入れを希望する農業法人については、「令和6年度青森県農業就業体験ツアー受入先登録票（別紙様式）」を県へ提出する。

なお、別紙様式の内容は、一部を除き、参加者募集のため県HP等で公表する。

また、受入先、県及び業務委託先が打合せを行い、受入時期の設定等を行う。

### (2) 参加者の募集

県が、国等が主催する移住・就農に関するフェアやオンラインセミナー等に参加し、参加者を募集する。

また、受入先に直接問い合わせのあった県外在住者も当ツアーの仕組みを活用できる。ただし、過去に同社へのインターンを実施した者や、すでに内定を受けた者は除外する。

(3) 参加者の申込みとツアー内容の調整

参加者は、氏名、住所、希望する体験内容等を業務委託先（後日決定）に報告し、業務委託先はそれらを考慮して受入先へ連絡調整する。

県や業務委託先が受入先と打合せを行い、参加者及び受入先双方に確認を取った上でツアー内容を確定する。

なお、受入可能時期については、受入先、県と業務委託先とで協議の上決定する。

(4) ツアーの開催

体験開始時に、法人概要や作業内容（作業の目的等）を十分に説明し、体験中は原則自社の就業規則に沿って体験時間を設定する。

(5) 事後アンケート

体験終了後、参加者及び受入先にアンケートを行う。

(6) 参加者の採用予定等の調査

受入先に対し、年度末までに参加者の採用状況等についての調査を行う。

7 体験期間中の傷害・賠償責任保険

県が保険料を負担し、加入手続きを行う。

8 個人情報の管理について

県及び受入先は、当ツアーの実施に関して収集した個人情報については、「青森県個人情報保護条例」に基づき適切に管理する。

9 その他留意事項

- ・受入先は、参加者を単に労働力として捉えることのないように、参加者向けの作業スケジュールを作成するとともに、ハラスメント等の防止対策を徹底すること。
- ・参加者への報酬は支給しないこと。